

令和7年度ホテル誘致営業活動強化事業 営業資料制作業務について企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和7年9月29日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務の名称

ホテル誘致営業活動強化事業 営業資料制作業務

(2) 業務の内容

別添「委託仕様書」のとおり

(3) 委託上限額（消費税等諸税を含む）

2, 142, 000円

(4) 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

次の要件を満たす者であること。

(1) 日本において法人格を有していること

(2) 過去2年以内において同種または類似の業務を履行した実績を有する者

(3) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(5) 応募資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員が経営に実質的に関与している者

(ウ) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える

- 目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- (エ) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- (オ) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 応募資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

3 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

	提出書類	備考
(ア)	企画提案参加申込書（様式1）	
(イ)	福井県競争入札参加資格決定通知書の写し （または、競争入札参加資格審査申請書（受付印を押したもの）の写し、あるいは、競争入札参加資格申請を電子申請システムで行った場合、受付確認メールの写し）	・競争入札参加資格の認定申請は福井県会計局会計課に申請すること。
(ウ)	応募資格誓約書（様式2）	
(エ)	類似事業の契約書等の写し	・過去2年以内に類似事業の履行実績がある場合で、業務名および金額が記載されていること。

(2) 受付期間

- ・令和7年9月29日（月）から10月9日（木）17時まで

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

(3) 提出方法

- ・福井県交流文化部観光政策課（福井県宝永分庁舎2階）まで持参、郵送または電子メールのいずれかにより提出すること。また、電子メールの場合は送信後、電話にて受信の確認を行うこと。
- ・郵送による場合は、簡易書留郵便で令和7年10月9日（木）17時までに福井県交流文化部観光政策課に到着していること。なお、提出後における3.（1）に掲げる書類の追加および変更は認めない。
- ・7MBを超えるデータ量のある電子メールは受信できないため、オンラインストレージ等を利用すること。

(4) 送付先

〒910-0004

福井県福井市宝永2丁目4-10 福井県宝永分庁舎2階

福井県交流文化部観光政策課 宿泊・周遊推進室 担当 久保

電子メール：kankou@pref.fukui.lg.jp

4 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和7年10月10日（金）までに電子メールにて通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電子メールにて通知する

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

提出書類	部数
企画提案書（A4サイズ※縦横は問わない。） ・企画提案書の鑑（様式3） ・提案者の概要（事業内容等） ・企画提案内容 仕様書に記載の事項（①～④）に対する提案具体例 ① 表紙（タイトルを含む）（1ページ） ② 福井県の観光の現状（観光客入込数・観光消費額は必須とする。図表・アイコン等を適切に活用し、視覚的に理解しやすい資料とすること）（1ページ） ③ 嶺北地域の特性（観光地・文化・食）の紹介（4ページ以内） ④ 提案する独自項目（2ページ以内） ・過去実績	電子ファイルの場合 1部 紙媒体の場合 5部
経費見積書 ・内訳および見積総額 ※不課税取引と課税取引を分けて記載すること。 ※人件費、通信費、交通費、物品費等の活動にかかるすべての費用を含めること。	電子ファイルの場合 1部 紙媒体の場合 5部

(2) 提出方法

持参、郵送または電子メールのいずれかにより提出すること。また、電子メールの場合は送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

(3) 提出期限

令和7年10月17日（金）17時

(4) 提出先

福井県交流文化部観光政策課 宿泊・周遊推進室 担当 久保

電子メール：kankou@pref.fukui.lg.jp

6 企画提案書の提出辞退

参加資格の認定手続き等に要する書類の提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること（電子メール）。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはない。

7 公告業務に関する質問事項

(1) 質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問票（様式4）により、令和7年10月3日（金）17時までに電子メールで提出すること。

(2) 提出先

福井県交流文化部観光政策課宿泊・周遊推進室 担当 久保

電子メール：kankou@pref.fukui.lg.jp

(3) 回答予定期限

令和7年10月7日（火）17時

※質問事項が多数ある場合は、別途電子メールで新たな回答期限を通知する。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者および参加申込者全員に対して電子メールで回答する。

8 企画提案書等の審査および結果の公表

(1) 審査方法

企画提案書および見積書（以下、「企画提案書等」という。）について次の審査を書面にて行い、契約予定者を決定する。

(2) 評価項目

(ア) 業務全般

- ・業務を効果的、効率的に遂行できる体制ができているか
- ・観光分野に関する専門知識が十分にあると認められるか

(イ) 営業資料制作

- ・提案する表紙に掲載予定の写真等は感性に訴える効果が期待できるものであるか
- ・提案する資料の構成内容は当事業に適当か

(ウ) 価格の妥当性

- ・見積は提案価格、経費内訳それぞれ妥当性があるか

(エ) 過去の実績

- ・同種業務を行った実績があるか

(3) ヒアリング

必要と認めるときは、電話およびウェブ面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 契約予定者の決定と結果の通知

最も高い評価を受けた企画提案者を契約予定者として決定する。審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(5) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

(ア) 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合

(イ) 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合

(ウ)企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

9 契約方法等

次の手順による。

- (1)企画提案者は、企画提案書等を提出する。
- (2)福井県は企画提案書等の内容を書面審査した上で契約予定者を決定する。
- (3)契約予定者と福井県との間で、企画提案書等を踏まえて委託内容や経費等について再度調整を行う。
- (4)契約予定者は、(3)の調整結果に基づき、福井県が指定する期日までに契約に向けた見積書を提出する。
- (5)見積書の内容を精査の上、福井県と契約予定者間で随意契約により契約を締結する。

10 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除することができる。

- (1)企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2)業務遂行にあたって受託者に重大な瑕疵があった場合
- (3)受託者に事業遂行の意思が認められない場合
- (4)受託者に業務遂行能力がないと認められる場合
- (5)その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

11 その他

- (1)提出された企画提案書は返却しない。
- (2)参加に際して必要となる経費はすべて企画提案者の負担とする。
- (3)企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。

12 本件の問合せ先

〒910-0004

福井市宝永2丁目4-10 福井県宝永分庁舎2階

福井県交流文化部観光政策課宿泊・周遊推進室 担当 久保

電話：0776-20-0291

電子メール：kankou@pref.fukui.lg.jp